

議案第100号

磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例等の一部を改正
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年12月5日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年磐田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

(磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年磐田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第4条 磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

(磐田市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 磐田市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成20年磐田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第6条 磐田市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例、第3条の規定による改正後の磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の磐田市病院事業管理者

の給与等に関する条例（以下これらを「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例、改正前の磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び改正前の磐田市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

磐田市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

磐田市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

磐田市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>